○近畿地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業三・五・二百七―二十二号真上安満線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府高槻市別所中の町及び別所新町地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間
百九十号	山陽小野田市大字小野田字小屋ノ尾六〇九五番五から同市大字小野田字小野田一二九一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十八年三月一日

○九州地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
筑後市大字野町字納楽六六五番一から同市大字山ノ井字トノヱ四七七番一まで	前	一二・九〇～四三・〇〇メートル	〇・三六六キロメートル
	後	一二・九〇～三〇・一〇メートル	〇・三六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○北海道開発局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町豊里六〇九番から同町豊里五三七番一まで	前	二八・〇四～三〇・二三メートル	〇・一六五キロメートル
	後	二八・七二～四九・八七メートル	〇・一六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間
二百二十九号及び二百七十六号	北海道島牧郡島牧村字栄浜二七六番一地先内

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年三月一日

国会事項

衆議院

議案提出

二月二十六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案

人事訴訟法等の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

質問書提出

二月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公共サービス基本法の運用に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

岩城光英法務大臣の所信表明における「法教育の充実」に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

阪神大震災二十一年、東日本大震災五年経過後の被災者生活再建支援法に関する質問主意書（井坂信彦提出）

ＳＭＡＰ騒動と放送法に関する再質問主意書（井坂信彦提出）

答弁書受領

二月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二提出安倍政権における放送法第四条第一項に関する諸問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳提出航空自衛隊恩納分屯基地に保管されていたＰＣＢ汚泥の搬出・運搬と処理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦提出医療事故調査制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出厚生年金違法未加入二百万人問題の解決の本気度（緊急対策の予算化、法令違反事業所への告発等）に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出最低賃金が全国一律でない現状等に関する質問に対する答弁書

参議院

議案提出

二月二十六日内閣から次の議案が提出された。

国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案（閣法第三六号）

海上交通安全法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）